

公告

令和 8 年 8 月 5 日

豊橋市長 長坂 尚登

公募型プロポーザルを行いますので、参加を希望される方は、下記のとおり必要書類を提出してください。

記

1 公募型プロポーザルに付す事項

(1) 業務名

豊橋競輪開催業務総合運営委託

(2) 業務内容

別紙「豊橋競輪開催業務総合運営委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで

(4) 契約上限金額

金 3, 210, 000 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 公募型プロポーザルに参加する者に必要な資格並びに業務実施上の条件

(1) プロポーザル参加意向申出書の提出日現在において、次の各号に掲げる要件をすべて満たすこと。

ア 令和 8・9 年度豊橋市入札参加資格者名簿の建物等各種施設管理に登録されていること。

イ 令和 3 年度以降に、自転車競技法第 3 条第 2 号及び第 3 号に基づく事務を元請として受託した実績を有すること。

ウ 警備業法第 4 条の規定に基づく警備業の認定を都道府県公安委員会から受けていること。

(2) 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間において、次の各号に掲げる要件をすべて満たすこと。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。

イ 「豊橋市工事請負契約等に係る入札参加停止措置要領」による入札参加停止の期間がないこと。

ウ 「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 26 年 3 月 26 日付け豊橋市長・愛知県豊橋警察署長締結）に基づく排除処置を受けていないこと。

エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

3 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒440-0066

愛知県豊橋市東田町87 豊橋市産業部競輪事務所

電話：0532-61-3136

ファックス：0532-65-1711

電子メールアドレス：keirin@city.toyohashi.lg.jp

(2) 実施要領等の入手方法

下記ホームページからダウンロードすること。

豊橋市産業部競輪事務所ホームページ：<https://www.city.toyohashi.lg.jp/2884.htm>

(3) プロポーザル参加意向申出書

ア 提出期限

令和8年9月25日 午後5時必着

イ 提出場所

(1) に同じ

ウ 提出部数

1部

エ 提出方法

持参（土・日、祝日・休日を除く毎日8時30分～17時まで）又は郵送（書留郵便に限る）とする。

オ 提案資格

提案資格確認後、「提案資格確認結果通知書」により、提案書等の提出について通知する。

(4) 提案書等の提出

ア 提出期限

令和8年10月20日 午後5時必着

イ 提出場所

(1) に同じ

ウ 提出部数

10部（正本1部、副本9部）

※副本には提案者名が特定できるような記述をしないこと

エ 提出方法

持参（土・日、祝日・休日を除く毎日8時30分～17時まで）又は郵送（書留郵便に限る）とする。

4 評価の手続及び契約候補者の選定

提出された提案書等について、「豊橋競輪開催業務総合運営委託プロポーザル評価委員会」において下記のように評価を実施し、最も優れている提案者を契約候補者として特定し、契約締結に向けた手続を行う。

(1) 第一次審査（書面審査）

(2) 第二次審査（プレゼンテーション、ヒアリング）

令和8年11月10日（予定）

時間、場所及び留意事項等については令和8年10月30日までに別途通知する。

5 注意事項

(1) 提案書等の作成等提案に関して必要となる一切の費用は、提案者の負担とする。

(2) 提出された提案書等は返却しない。

(3) 次に該当する提案は、無効とする。

ア 本公告に示した提案資格を有しない者の提案

イ 提案書等に虚偽の記載をした者の提案

ウ 提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案

エ 見積金額が契約上限金額を超える提案

オ 評価の公平性に影響を与える行為をした者の提案

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び、通貨及び単位

日本語及び、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

(2) 豊橋市業務委託契約スライド制度の適用

無

(3) 契約書作成の要否

要

(4) その他詳細は、「豊橋競輪開催業務総合運営委託プロポーザル実施要領」による。